

犬を正しく飼いましょ

10月は栃木県および各市町で正しい犬の飼い方強調月間運動を実施しています。

犬を飼う場合は、守らなければならないことがあることを理解した上で飼うようにしてください。

法律などで定められている主な点をお知らせします。

「狂犬病予防法」

○生後91日以上の犬を飼う場合は登録をし、鑑札をその犬に着けておかなければならない。

○狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせ、注射済票をその犬に着けておかなければならない。

○犬の登録の申請をせず鑑札を着けなかつた者や、犬に予防注射を受けさせず注射済票を着けなかつた者は20万円以下の罰金。

《これは違反です!》

◆もらった犬なので登録をしないで飼っている。

◆室内で飼っているから狂犬病予防注射はしない。

「動物の保護及び管理に関する法律」

○動物の所有者は、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

《こんな場合は?》

◆鳴き声がうるさいとご近所から苦情が来た。

◆犬小屋付近が汚れていて、隣人から臭いの苦情が来た。

↓ご近所から苦情が来たら、きちんと事情を聞いて、誠意をもって対応しましょう。この法律により人に迷惑をかける場合は改善するよう努める義務があります。

しつけなどが必要で時間がかかることもありますが、何らかの改善策をとるようにしましょう。また、ご近所とのコミュニケーションを大事にして理解を求めましょう。

「栃木県動物の飼育及び保管に関する条例」

○常に犬のけい留(さく、おり)その他の困いの中に収容しまたは固定したものに鎖等でつないでおくことをいう。)をしておかなければならない。

○犬を道路、公園その他公共の場所に連行する場合は、汚物処理用具を携帯し、汚物を処理すること。

《これは違反です!》

◆散歩に連れていくのが面倒なので犬をなした。

◆散歩中に犬がフンをしたが、田んぼだったのでその場に埋めた。

↓犬を放すことは大変危険です。人に危害を加えないとしても、田畑を荒らすことや、糞尿の被害なども考えられます。

また、犬が事故にあったり、帰って

こなくなってしまうことも考えられます。

犬のフンをその場に埋める行為は土地の所有者にとって大変迷惑です。犬の散歩は必ずフンを持ち帰れる準備をして出かけてください。

このように、犬特定の法律などがあり、違反している場合は飼い主の責務が問われることとなります。

ご近所からも愛される飼い犬になるよう、普段から心がけて飼うように努めてください。

■問い合わせ

生活環境課市民生活係

TEL (23) 8706



《消費生活センター情報》 劇場型詐欺が急増しています

劇場型詐欺とは、名のとおり演劇のように配役が決まっており、お互いに無関係を装った複数の関係者が、入れ替わり立ち替わり電話などで勧誘や虚偽の説明を行い、消費者を混乱させ、高額な証券や社債などの購入を契約させる詐欺です。

例えば、突然、電話で見知らぬ会社が金融商品などの購入を勧誘し、パンフレットなどを送ってきます。そのパンフレットが届くと、再度電話

話でしつこい勧誘が行われます。そ

のあとで、全く別の会社を名乗り、その商品を高額で買い取るので、自分の代わりに買って欲しいなどと依頼してきます。

また、公共の機関と勘違いするような名前を名乗る団体が電話をかけてきて、「その会社は信頼できるので安全な商品ですよ。」などと言ってきます。

このような言葉に騙されて、契約を交わし、送金してしまうと今まで電話でかかわった全ての会社と連絡がつかなくなってしまうたり、その被害額を取り戻すために別の投資話などでさらに勧誘をしてきたりします。

このような被害に遭わないためにも、次の点に注意しましょう。

- ・見知らぬ相手から突然の電話で販売を勧められたときは、きっぱりと断りましょう。
- ・良く分からない商品は、絶対に買わないようにしましょう。

- ・儲かる話には裏があります。安易な約束はしないようにしましょう。
- ・パンフレットやホームページが立派だからと言って、安易に信用はしないようにしましょう。

■問い合わせ

大田原市消費生活センター

TEL (23) 6236

